

学位審査実施要項（博士後期課程）

平成19年 3月15日制定
平成19年 4月 1日施行
平成20年 5月22日改正
平成20年 4月 1日施行
平成26年 6月 5日改正
平成26年 4月 1日施行
令和 2年 2月27日改正
令和 2年 4月 1日施行

日本大学大学院文学研究科

I 課程修了によるもの（甲）

1 学位に付記する専攻分野

日本大学大学院文学研究科（以下「文学研究科」という）の博士後期課程を修了した者に授与される学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

文学研究科	哲学専攻	}	文 学
	日本史専攻		
	外国史専攻		
	国文学専攻		
	中国学専攻		
	英文学専攻		
	ドイツ文学専攻		
	社会学専攻	社 会 学	
	教育学専攻	教 育 学	
	心理学専攻	心 理 学	

なお、学際領域等専門別に区分しがたい分野を専攻した者については、博士（学術）を授与することができる。

2 学位の申請

学位は、学則第106条第3項及び学位規程第3条第3項に基づいて、文学研究科分科委員会（以下「分科委員会」という）で審議し、分科委員会は学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

① 申請資格

学位申請の資格を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 文学研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という）に在学中の者のうち、在学期間が3年に達した者又は当該年度に3年に達する者。
- (2) 博士後期課程に在学中で、博士前期課程と博士後期課程の在学期間が合わせて3年以上で、かつ、分科委員会において学位申請が認められた者。
- (3) 博士後期課程に在学中で、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本研究科により認められ入学し、在学期間が1年以上で、かつ、本研究科分科委員会において学位申請が認められた者。
- (4) 博士後期課程に所定の年限以上在学し、所定の授業科目を履修して退

学（満期退学）した者で、同課程に学位申請を前提に再入学を許可された者。ただし、満期退学後3年以内で、通算在籍期間が6年未満の条件を満たしていること。

② 申請要件

文学研究科において学位の授与を申請する者は、学位申請において提出する論文（以下「論文」という）の基礎となる論文（以下「基礎論文」という）を1篇以上公表していることを必要とする。基礎論文は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 基礎論文は、査読制度のある、日本学術会議協力学術団体若しくはこれに準ずる団体の発行する学術刊行物あるいは国際学術雑誌に掲載された原著論文又はそれに準ずるものであること。
- (2) 基礎論文は、学位論文に直接関係する内容のものであること。
- (3) 基礎論文が共著である場合は、筆頭著者であるか又は当該申請者の寄与が主たるものであることが証明できること。また、当該論文の共著者全てから学位論文の基礎論文としての使用許諾が得られること。
- (4) 基礎論文には、未公刊であっても掲載決定のものであれば含めることができるが、その場合には、論文発行機関による掲載決定証明書等を添付すること。

3 申請手続

博士の学位は次の手続により申請する。

- ① 学位申請を希望する者（以下「申請希望者」という）は、申請を行うことについて、あらかじめ当該指導教員から承認を得て、次の書類等を指導教員に提出し、専攻主任に申し出る。この申し出は、学位申請期限日より30日以前に行う。

なお、教務課へ提出する各1部のほか、専攻が定める部数を提出すること。

- (1) 履歴書（様式は任意）
- (2) 研究業績書（様式は任意。論文作成の基礎となる、学術雑誌に掲載された基礎論文については、必ず記載すること）
- (3) 論文の概要（和文4,000字以内。「論文の内容の要旨」を代用することができる。また、各専攻で定める外国語によるサマリーを添付することができる）

(4) 基礎論文の別刷等

② 専攻主任は、当該専攻所属の分科委員からなる委員会（以下「専攻委員会」という）を開催し、申請希望者から提出された書類に基づいて、申請希望者の学位申請の可否を審議、決定して、その結果を申請希望者に通知する。

③ 専攻委員会で申請が可とされた申請希望者は、定められた期日までに次の書類等を教務課に提出し、学位申請を行う。

なお、提出書類は別に定める作成要領を参照し、所定の書式において作成すること。また、別途、所定形式で作成された電子データを、教務課に提出しなければならない。

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 学位申請書 [様式1] | 2 通 |
| (2) 履歴書 [様式7] | 4 通 |
| (3) 論文目録 [様式9] | 4 通 |
| (4) 論文 | 8 部 |

審査用として、A4判で審査期間中の使用に耐える方式により仮製本したもの。

- | | |
|---------------------|------|
| (5) 論文の内容の要旨 [作成例①] | 20 部 |
|---------------------|------|

和文で4,000字以内、英文サマリーを添付する場合は、1,000語程度で作成されたものを添付することができる。また、論文題目が外国語によるものは、題目の日本語訳を併記する。要旨の作成においては、研究の目的、研究の背景、研究の独創性、研究方法、研究結果、その社会への貢献度等について制限字数内で、できる限り簡潔・明確に記述すること。

- | | |
|-----------------------|------|
| (6) 「論文の内容の要旨」を補完する資料 | 20 部 |
|-----------------------|------|

論文の作成の基礎となる学術雑誌に掲載された基礎論文の目録を記載したもの。必要に応じて、論文の構成を説明する資料（目次等）を提出することができる。

- | | |
|--------------------------|-----|
| (7) 博士論文の登録・公表依頼書 [様式11] | 1 通 |
| (8) 承諾書・誓約書 [作成例④] | 1 通 |

基礎論文が共著の場合、当該論文にかかわる共著者全員の承諾書及び誓約書を添付すること。

- | | |
|----------------|-----|
| (9) 改姓届 [作成例⑤] | 1 通 |
|----------------|-----|

改姓し、基礎論文・参考論文等に記載された姓名と、学位請求者の姓名が一致しない場合、提出すること。

なお、戸籍抄本等（コピー可）を添付すること。

(10) 参考論文

8部

論文以外で、学位申請上必要不可欠であると思われる研究成果をまとめた原著論文の提出を希望する場合、これを参考論文として提出することができる。

4 申請期日

申請期日は、11月上旬の分科委員会の指定する日とする。

なお、博士後期課程に3年以上在学し、かつ、単位を修得した者は9月に修了を認めることがある。その場合は、5月上旬の指定する日とする。

5 学位論文の審査

学位審査は「日本大学大学院文学研究科学位（博士）請求論文審査に関する申合せ」に従い、次のとおり行う。

- ① 研究科長は、文学研究科学位委員会（以下「学位委員会」という）を招集する。学位委員会は、申請論文及び提出書類等について点検し、申請が適当であるかどうかを判断するため、当該専攻の専攻主任及び指導教員を召喚し、申請者の経歴、研究業績及び学位論文の内容等について説明を受ける。
- ② 学位委員会は、専攻からの推薦に基づき、当該論文の審査に関わる学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という）案を策定する。審査委員候補者は3人以上とし、うち2人は分科委員会委員（以下「分科委員会委員」という）であることを要する。
- ③ 分科委員会は、学位委員会の報告に基づき論文受理の可否及び当該審査委員を議決する。
- ④ 審査委員は、学位論文審査委員会を組織する。
- ⑤ 審査委員会は、互選により、審査委員長を1人選任する。
- ⑥ 審査委員会は、学位論文の審査を行い、必要があるときは、申請者に学位論文に関する資料を提出させ又は必要事項についての説明を求めることができる。
- ⑦ 審査は、分科委員会の受理決定から、原則として6週間以内に終了させるものとする。

⑧ 学位論文公聴会の開催

- (1) 審査委員会は、学位論文公聴会（以下、「公聴会」という）を開催する。
- (2) 審査委員会は、公聴会開催日の2週間前までに学位申請者名、論文題目、日時、場所を公示する。
- (3) 審査委員会は、公聴会開催日の2週間前までに、公聴会参加希望者が当該学位論文を閲覧できるように準備する。
- (4) 公聴会の司会は、審査委員会において選任する。
- (5) 審査委員会委員及び当該専攻に所属する分科委員は、原則として公聴会に出席しなければならない。また、審査委員会は、必要に応じて、学内外の教員等に出席を求めることができる。

⑨ 最終試験の実施

最終試験は、論文を中心として、これに関連ある科目及び外国語（1カ国語）について口述及び筆記により行う。ただし、この試験は公聴会に含ませることができる。

⑩ 報告書類の作成

論文の審査及び最終試験を終了したとき、審査委員会は、次の書類等を作成し、研究科長及び学位委員会に報告する。

なお、提出書類は別に定める作成要領を参照し、所定の書式において作成すること。また、別途、所定形式で作成された電子データを、教務課に提出しなければならない。

- (1) 公聴会報告書 1通
(開催日時、場所、主な質問と答弁、出席者のリスト等を付したもの)
- (2) 論文審査の結果の要旨〔作成例②〕(4,000字以内) 全4通
(押印されたもの3通、押印なし1通)
- (3) 最終試験の結果の要旨〔作成例③〕(押印されたもの4通) 4通
- (4) 日本大学学位授与報告書〔様式5〕 4通

6 学位授与に係る審議

学位授与に係る審議は、次のとおりとする。

- ① 研究科長は、審査委員会から論文の審査及び最終試験の終了報告を受けた後、速やかに学位委員会を招集する。学位委員会は、文学研究科全専攻の専攻主任で構成し、必要に応じて、審査委員会における主査及び副査の

出席を求めることができる。研究科長は、学位委員会開催の1週間以前に、前5-⑩に定める報告書類の写しを、全分科委員及び学位委員会委員に配付する。

- ② 主査又は副査は、学位委員会の依頼に基づき、公聴会、論文審査及び最終試験の結果を報告する。
- ③ 学位委員会は、前項の報告に基づき協議を行い、学位論文審査の合否判定案を作成し分科委員会へ上程する。
- ④ 分科委員会は、学位委員会の報告に基づき、学位論文の審査、修了判定を行い、学位授与の可否について審議を行う。
- ⑤ 分科委員会における学位論文の審査の議決には、分科委員会委員全員の3分の2以上の出席を必要とし、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

なお、公務又は出張のため出席することができない委員は、出席委員の数に算入しない。

- ⑥ 分科委員会における修了判定の議決には、分科委員会委員総数の半分以上の出席を必要とし、出席委員の過半数の賛成がなければならない。

なお、公務又は出張のため出席することができない委員は、出席委員の数に算入しない。

- ⑦ 分科委員会における、学位論文の審査に合格し、修了判定に合格した者に対し、博士の学位を授与する。
- ⑧ 採決に当たって、特に意見がない場合は、投票を省略することができる。
- ⑨ 学位を授与できないと議決した者については、学位規程第14条の定めに従い、通知する。

7 学位授与式

学位授与式は、3月に行う。

なお、9月に修了することを認めた場合は、9月に行う。

8 博士論文及び論文の内容の要旨の公表

- ① 学長は、分科委員会の報告に基づいて、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。
- ② 本大学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内にその学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

- ③ 博士の学位を授与された者は、学位の授与から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、既に公表したときはこの限りではない。公表に際しては、日本大学審査学位論文である旨を明記する。
- ④ 公表の方法は本大学が定める所定の手続きに基づき、インターネットの利用により行うものとする。ただし、既に出版刊行されている等の事由により、インターネットの利用により公表できないやむを得ない事情がある場合には、本部大学院委員会の承認を得て、次の条件を満たし、全文の公開に代えなければならない。

(1) 「博士論文の登録・公表依頼書」[様式11]においてその事由等を明示する。

(2) 論文の内容の要約を作成し、論文に代えて、インターネットの利用により公表する。

9 学位授与の取り消し

学位を授与された者が、その榮譽を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学位規程第17条第2項の定めに従い、学位の授与を取り消す。

II 論文提出によるもの (乙)

1 学位に付記する専攻分野の名称

学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

文学研究科	哲学専攻	}	文 学
	日本史専攻		
	外国史専攻		
	国文学専攻		
	中国学専攻		
	英文学専攻		
	ドイツ文学専攻		
	社会学専攻	社 会 学	
	教育学専攻	教 育 学	
	心理学専攻	心 理 学	

なお、学際領域等専門別に区分しがたい分野を専攻した者については、博士（学術）を授与することができる。

2 学位の申請

学位は、学位規程第3条第5項に基づいて、分科委員会で審議し、分科委員会は学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

① 申請資格

学位の申請資格を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 本学大学院文学研究科の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の授業科目及び単位を履修したのみで退学した者。ただし、上記の者が、退学後3年以内に学位請求論文を提出するときは、その学位審査は、課程博士の審査実施要項に準じて行うものとする。
- (2) 本研究科の博士後期課程を修了した者と同等以上の学識並びに研究歴を有することが、本研究科分科委員会において認められた者。

② 申請要件

文学研究科において学位の授与を申請する者は、基礎論文を3篇以上公表していることを必要とし、詳細は、各専攻において別に定める。基礎論文は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 基礎論文は、査読制度のある、日本学術会議協力学術団体若しくはこれに準ずる団体の発行する学術刊行物あるいは国際学術雑誌に掲載

された原著論文又はそれに準ずるものであること。

- (2) 基礎論文は、学位論文に直接関係する内容のものであること。
- (3) 基礎論文が共著である場合は、筆頭著者であるか又は当該申請者の寄与が主たるものであることが証明できること。また、当該論文の共著者全てから学位論文の基礎論文としての使用許諾が得られること。
- (4) 基礎論文には、未公刊であっても掲載決定のものであれば含めることができるが、その場合には、論文発行機関による掲載決定証明書等を添付することを要する。

3 申請手続

学位は以下の手続により申請する。

- ① 文学研究科の博士の課程を修了しない者が、博士の学位の授与を申請するときは、専攻に次の書類を提出し、申請を希望する旨を通知しなければならない。

(1) 論文

(2) 履歴書（様式は任意）

(3) 研究業績書（様式は任意）。論文作成の基礎となる、学術雑誌に掲載された基礎論文については、必ず記載すること。

(4) 論文の概要（和文4,000字以内。「論文の内容の要旨」を代用することができる。また、各専攻で定める外国語によるサマリーを添付することができる）

(5) 基礎論文の別刷等

- ② 書類の提出を受けた当該専攻主任は、専攻委員会を開催し、申請希望者から提出された資料に基づいて、申請の受付の可否について審議、決定して、その結果を申請希望者に通知するとともに、受付を可とした場合、研究科長に報告する。

- ③ 研究科長は、当該専攻の主任に対しその申請に関わる予備審査を依頼し、依頼を受けた専攻主任は、予備審査のための委員3名以上を選び、予備審査委員会を組織する。

なお、予備審査委員会には、必要に応じて他専攻の教員の参加を求めることができる。

- ④ 予備審査委員会は、申請希望者に対する予備審査を実施し、その結果を専攻委員会に報告する。

⑤ 結果の報告を受けた専攻委員会は、この報告に基づき、学位申請の可否について審議し、その結果を申請希望者に通知する。

⑥ 専攻委員会で申請が可とされた申請希望者は、定められた期日までに次の書類等を教務課に提出し、文学研究科における学位委員会、分科委員会の審議を経て、日本大学学長宛てに学位申請を行う。

なお、提出書類は別に定める作成要領を参照し、所定の書式において作成すること。また、別途所定形式で作成された電子データを、教務課に提出しなければならない。

(1) 学位申請書 [様式2] 2通

(2) 履歴書 [様式8] 4通

(3) 論文目録 [様式10] 4通

(4) 論文 8部審査用として、A4判で審査期間中の使用に耐える方式により仮製本したもの。

(5) 論文の内容の要旨 [作成例①] 20部

A4判、和文で4,000字以内、英文を添付する場合1,000語程度で作成されたものを添付することができる。また、論文題目が外国語によるものは、題目の日本語訳を併記する。要旨の作成においては、研究の目的、研究の背景、研究の独創性、研究方法、研究結果、その社会への貢献度等について制限字数内で、できる限り簡潔・明確に記述すること。

(6) 「論文の内容の要旨」を補完する資料 20部

論文の作成の基礎となる学術雑誌に掲載された基礎論文の目録を記載したもの。必要に応じて、論文の構成を説明する資料（目次等）を提出することができる。

(7) 博士論文の登録・公表依頼書 [様式11] 1通

(8) 承諾書・誓約書 [作成例④] 1通

基礎論文が共著の場合、当該論文にかかわる共著者全員の承諾書及び誓約書を添付すること。

(9) 改姓届 [作成例⑤] 1通

改姓し、基礎論文・参考論文等に記載された姓名と、学位請求者の姓名が一致しない場合、提出すること。

なお、戸籍抄本等（コピー可）を添付すること。

(10) 参考論文

8部

論文以外で、学位申請上必要不可欠であると思われる研究成果をまとめた原著論文の提出を希望する場合、これを参考論文として提出することができる。

(11) 論文審査手数料20万円。ただし、文学研究科の博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の授業科目及び単位を履修したのみで退学した者が、再入学をしないで博士の学位の授与を申請する場合、退学後1年以内に論文を提出するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。

⑦ 本部大学院委員会の議を経て、学長から審査の付託を受けた後、審査を開始する。

4 申請期日

随時受け付ける。

5 学位論文の審査

学長から付託された学位審査は「日本大学大学院文学研究科学位（博士）請求論文審査に関する申合せ」に従い、次のとおり行う。

- ① 研究科長は、学位委員会を招集する。学位委員会は、申請論文及び提出書類等について点検し、申請が適当であるかどうかを判断するため、当該専攻の専攻主任及び同専攻から選出された分科委員会委員1名を召喚し、申請者の経歴、研究業績及び学位論文の内容等について説明を受ける
- ② 学位委員会は、専攻からの推薦に基づき、当該論文の審査に関わる審査委員会案を策定する。審査委員候補者は3人以上とし、うち2人は分科委員であることを要する。
- ③ 分科委員会は、学位委員会の報告に基づき論文受理の可否及び当該審査委員を議決する。
- ④ 審査委員は、学位論文審査委員会を組織する。
- ⑤ 審査委員会は、互選により、審査委員長を1人選任する。
- ⑥ 審査委員会は、学位論文の審査を行い、申請者に試問を行う。試問は、外国語及び専門科目（学位論文を中心としてこれに関連のあるもの）について行うものとする。
- ⑦ 審査は、審査の付託から、原則として1年以内に終了させるものとする。
- ⑧ 学位論文公聴会の開催

- (1) 審査委員会は、公聴会を開催する。
- (2) 審査委員会は、公聴会開催日の2週間前までに学位申請者名、論文題目、日時、場所を公示する。
- (3) 審査委員会は、公聴会開催日の2週間前までに、公聴会参加希望者が、当該学位論文を閲覧できるように準備する。
- (4) 公聴会の司会は、審査委員会において選任する。
- (5) 審査委員会委員及び当該専攻に所属する分科委員は、原則として公聴会に出席しなければならない。また、審査委員会は、必要に応じて、学内外の教員等に出席を求めることができる。

⑨ 最終試験の実施

最終試験は、論文を中心として、これに関連ある科目及び外国語（1カ国語）について口述及び筆記により行う。ただし、この試験は公聴会に含ませることができる。

⑩ 報告書類の作成

論文の審査及び最終試験を終了したとき、審査委員会は、次の書類等を作成し、研究科長及び学位委員会に報告する。

なお、提出書類は別に定める作成要領を参照し、所定の書式において作成すること。また、別途所定形式で作成された電子データを、教務課に提出しなければならない。

- (1) 公聴会報告書 1 通
(開催日時、場所、主な質問と答弁、出席者のリスト等を付したもの)
- (2) 論文審査の結果の要旨（4,000字以内） 全4通
(押印されたもの3通、押印なし1通)
- (3) 最終試験の結果の要旨 4 通
- (4) 日本大学学位授与報告書（様式第6号その2） 4 通

6 学位授与に係る審議

学位授与に係る審議は、次のとおりとする。

- ① 研究科長は、審査委員会から論文の審査及び最終試験の終了報告を受けた後、速やかに学位委員会を招集する。学位委員会は、文学研究科全専攻の専攻主任で構成し、必要に応じて、審査委員会における主査及び副査の出席を求めることができる。研究科長は、学位委員会開催の1週間以前に、

前5-⑩に定める報告書類の写しを、全分科委員及び学位委員会委員に配付する。

- ② 主査又は副査は、学位委員会の依頼に基づき、公聴会、論文審査及び最終試験の結果を報告する。
- ③ 学位委員会は、前項の報告に基づき協議を行い、学位論文審査の合否判定案を作成し分科委員会へ上程する。
- ④ 分科委員会は、学位委員会の報告に基づき、学位論文の審査を行い、学位授与の可否について審議を行う。
- ⑤ 分科委員会における学位論文の審査の議決には、分科委員会委員全員の3分の2以上の出席を必要とし、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

なお、公務又は出張のため出席することができない委員は、出席委員の数に算入しない。

- ⑥ 分科委員会における、学位論文の審査に合格した者に対し、博士の学位を授与する。
- ⑦ 分科委員会が学位授与を可とする議決をしたときは、研究科長は論文とともに、論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨、最終試験の結果の要旨及び試問の成績を文書で学長に報告しなくてはならない。ただし、試験及び試問を経ないで、学位を授与できないものと議決したときは、試験の結果の要旨及び試問の成績を添付することを要しない。
- ⑧ 採決は、無記名による投票によって行う。
- ⑨ 学位を授与できないと議決した者については、学位規程第14条の定めに従い、通知する。

7 学位授与式

学位授与式は、毎年3月、11月の大学が指定する日に、日本大学会館において行う。

8 博士論文及び論文の内容の要旨の公表

- ① 学長は、分科委員会の報告に基づいて、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。
- ② 本大学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内にその学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

- ③ 博士の学位を授与された者は、学位の授与から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、既に公表したときはこの限りではない。公表に際しては、日本大学審査学位論文である旨を明記する。
- ④ 公表の方法は本大学が定める所定の手続きに基づき、インターネットの利用により行うものとする。ただし、既に出版刊行されている等の事由により、インターネットの利用により公表できないやむを得ない事情がある場合には、本部大学院委員会の承認を得て、次の条件を満たし、全文の公開に代えなければならない。

(1) 「博士論文の登録・公表依頼書」[様式11]においてその事由等を明示する。

(2) 論文の内容の要約を作成し、論文に代えて、インターネットの利用により公表する。

9 学位授与の取り消し

学位を授与された者が、その榮譽を汚す行為をしたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学位規程第17条第2項の定めに従い、学位の授与を取り消す。

附 則

- 1 本実施要項は、令和2年4月1日から施行する。また、過年度入学生もこの要項により学位の審査を実施する。
- 2 学位委員会委員については、当分の間、文学研究科各専攻主任が兼ねるものとする。